



熊本県公報

第 1 2 5 3 8 号
平成 28 年 7 月 22 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 1
- 道路の供用開始…………… (") 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業の廃止…………… (障がい者支援課) 2
- 救急病院の名称変更…………… (医療政策課) 2
- 平成 28 年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託…………… (循環社会推進課) 2

公 告

- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 3
- 肥料登録事項変更…………… (農業技術課) 3
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 3
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 4

登 載 依 頼

- 熊本県労働審議会 の開催…………… (労働審議会) 4
- 平成 28 年度第 1 回医療審議会 の開催…………… (医療審議会) 4

正 誤

- 平成 18 年 3 月 22 日熊本県公告第 218 号 (肥料登録事項変更届出) 中…………… (農業技術課) 5
- 平成 20 年 7 月 18 日熊本県公告第 517 号 (肥料登録有効期間更新) 中…………… (") 5
- 平成 26 年 8 月 1 日熊本県公告第 404 号 (肥料登録有効期間更新) 中…………… (") 5

告 示

熊本県告示第 705 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 28 年 7 月 22 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 28 年 7 月 22 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	引地本町線	天草市本町本字矢英 7068 番 1 地先から 同所 7068 番 2 地先まで	前	11.1 ～ 31.1	17.0	仮設道路
			後	12.9 ～ 32.6		

2 区域を変更する期日 平成 28 年 7 月 22 日

熊本県告示第 706 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 28 年 7 月 22 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 28 年 7 月 22 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	引地本町線	天草市本町本字矢英 7068番1地先から 同所 7068番2地先まで	17.0	道路改良

2 供用を開始する期日 平成28年7月29日

熊本県告示第707号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成28年7月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
ライフトレーニングさんぶうか 上益城郡山都町下名連石582番地	特定非営利活動法人山風華 上益城郡山都町下名連石582番地 理事長 甲斐 利幸	就労移行支援 就労継続支援A型	平成28年 6月30日

熊本県告示第708号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により救急病院として認定した病院の名称が次のとおり変更されたので、告示する。

平成28年7月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名称及び所在地	変更前	変更後	変更年月日
独立行政法人労働者健康安全機構熊本労災病院 八代市竹原町1670番地	独立行政法人労働者健康福祉機構熊本労災病院	独立行政法人労働者健康安全機構熊本労災病院	平成28年4月1日

熊本県告示第709号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、西原村から次の規約により平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を受けた。

平成28年7月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 西原村と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託に関する規約
(委託事務の範囲)
- 第1条 西原村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物の処理のうち、平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を熊本県に委託する。
(管理及び執行の方法)
- 第2条 委託事務の管理及び執行については、熊本県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。
(経費の負担等)
- 第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、西原村が負担する。
- 2 前項の経費の額並びにその交付の方法及び時期は、西原村と熊本県とで協議して定める。
- 3 委託事務の管理及び執行により生ずる収益の取扱いについては、西原村と熊本県とで協議して定める。
(条例等の制定改廃の場合の措置)
- 第4条 熊本県は、委託事務の管理及び執行において適用される条例等を制定し、又は改廃しようとする場合は、あらかじめ西原村に通知するものとする。

(補則)

第5条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、西原村と熊本県とで協議して定める。

附 則

この規約は、平成28年7月13日から施行する。

公 告

熊本県公告第474号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成28年7月22日から同年8月4日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成28年7月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
錦戸 俊春	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町都呂々字小松川内1856番1ほか1筆

2 申請年月日

平成28年7月7日

熊本県公告第475号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第4項の規定に基づき、次の肥料の登録事項の届出があったので、同法第16条第2項の規定に基づき公告する。

平成28年7月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の氏名又は名称及び住所	変更した事項	変更した年月日
熊本県肥第1340号	肉骨粉	6.0粗碎肉骨粉	株式会社熊本蛋白ミール公社 熊本県菊池市七城町林原70番地	肥料の名称 (新) 6.0肉骨粉 (旧) 6.0粗碎肉骨粉	平成28年7月13日

熊本県公告第476号

菊池市に事務所を置く菊池市土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成28年7月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	江頭 実	菊池市隈府913番地6
理事	笹本 哲朗	菊池市西寺860番地
理事	藤本 憲志	菊池市四町分2385番地1
理事	松本 保弘	菊池市豊間1412番地
理事	高木 基充	菊池市龍門2286番地
理事	松原 順正	菊池市木庭436番地1
理事	立山 隆市	菊池市亘19番地
理事	東 信敏	菊池市森北1493番地
理事	山下 幸進	菊池市出田2852番地
監事	櫛川 治士	菊池市野間口762番地
監事	丸山 和明	菊池市原4748番地1

監事 就任	城 松徳	菊池市重味416番地
理事	江頭 実	菊池市隈府913番地6
理事	笹本 哲朗	菊池市西寺860番地
理事	上田 利弘	菊池市原4214番地
理事	高山 祥一郎	菊池市重味142番地
理事	渡邊 和徳	菊池市雪野1614番地
理事	松原 順正	菊池市木庭436番地1
理事	立山 隆市	菊池市亘19番地
理事	高田 英一郎	菊池市赤星1044番地3
理事	田中 静雄	菊池市出田2449番地
監事	生田 幸一	菊池市西寺1776番地
監事	小林 東洋一	菊池市原645番地
監事	本田 建男	菊池市豊間2295番地1

熊本県公告第477号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成28年7月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市幾久富字建山1909番1868及び同1909番1870
3,511.33平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市幾久富1906番地
株式会社建山宅建企画

登載依頼**熊本県労働審議会公告第1号**

熊本県労働審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成28年7月22日

熊本県労働審議会

- 1 開催日時
平成28年7月28日（木）
午後3時00分から午後5時00分まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁新館8階 新館803会議室
- 3 議題
(1) 熊本県労働・人材育成計画について
(2) ブライト企業推進事業について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県労働審議会事務局（熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課）
（電話096-333-2338）

熊本県医療審議会公告第1号

熊本県医療審議会の会議を次のとおり開催する。

平成28年7月22日

熊本県医療審議会事務局

- 1 開催日時

平成28年7月27日（水）
午後2時から午後3時30分まで

- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室

3 議題

(1) 議案

- ア 平成27年度医療提供体制推進事業費補助金及び平成27年度医療提供体制施設整備交付金における事業計画の事後的評価について
- イ 地域医療支援病院の承認の取り消しについて
- ウ 医療法人部会の開催方法の見直しについて

(2) 報告事項

- ア 医療法人部会の決議事項について

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続き

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場入口において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県医療審議会事務局（熊本県健康福祉部健康局医療政策課）
（電話096-333-2205）

正 誤

平成18年3月22日熊本県公告第218号（肥料登録事項変更届出）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
8	31	6.0粗碎肉骨粉	6.0肉骨粉

平成20年7月18日熊本県公告第517号（肥料登録有効期間更新）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	正	誤
23	6.0粗碎肉骨粉	6.0肉骨粉

平成26年8月1日熊本県公告第404号（肥料登録有効期間更新）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
8	31	6.0粗碎肉骨粉	6.0肉骨粉